

北九州市議会委員会条例(昭和38年条例第55号)の全部改正

(常任委員会の設置)

第1条 議会に、常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務財政委員会 10人

会計室の所管に属する事項

デジタル市役所推進室の所管に属する事項

秘書室の所管に属する事項

広報室の所管に属する事項

企画調整局の所管に属する事項

総務局の所管に属する事項

財政局の所管に属する事項

他の常任委員会の所管に属しない事項

経済港湾委員会 9人

産業経済局の所管に属する事項

港湾空港局の所管に属する事項

公営競技局の所管に属する事項

農業委員会の所管に属する事項

教育文化委員会 10人

市民文化スポーツ局の所管に属する事項

教育委員会の所管に属する事項

保健福祉委員会 10人

保健福祉局の所管に属する事項

子ども家庭局の所管に属する事項

環境水道委員会 9人

危機管理室の所管に属する事項

環境局の所管に属する事項

消防局の所管に属する事項

上下水道局の所管に属する事項

建設建築委員会 9人

技術監理局の所管に属する事項

建設局の所管に属する事項

建築都市局の所管に属する事項

交通局の所管に属する事項

(平28条例63・全改、平29条例45・平30条例77・令3条例16・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

3 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例75・一部改正)

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平3条例15・追加、平4条例34・平5条例16・平7条例2・平11条例2・平11条例22・平13条例1・平15条例3・平16条例50・平17条例8・平21条例3・平25条例1・平29条例16・平31条例1・一部改正)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(平3条例15・旧第4条繰下・一部改正)

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において、議会の議決で置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
(平3条例15・旧第5条繰下、平24条例75・一部改正)
- (委員の選任)
- 第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。
- 2 前項の規定にかかわらず、閉会中における補欠委員の選任は、議長の指名による。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、閉会中において同項の申出があったときは、議長が当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 5 第2項の規定により補欠委員を指名したとき及び前項の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、次の会議においてこれを報告しなければならない。
- 6 第3項又は第4項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第4項の例による。
(平3条例15・旧第6条繰下・一部改正、平12条例43・平18条例72・平25条例1・一部改正)
- (委員長及び副委員長)
- 第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、議長が、当該委員会の委員のうちから会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長が会議に諮ることなく選任することができる。
- 3 議長は、前項に定むる規定により委員長及び副委員長を選任したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
(平3条例15・旧第7条繰下・一部改正、平27条例25・一部改正)
- 第9条 削除
(平27条例25)
- (委員長の議事整理権、秩序保持権)
- 第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
(平3条例15・旧第9条繰下)
- (委員長の職務代行)
- 第11条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。
(平3条例15・旧第10条繰下)
- (委員長及び副委員長の辞任)
- 第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。
- 2 議長は、前項に定むる規定により委員長及び副委員長の辞任を許可したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。
(平3条例15・旧第11条繰下、平27条例25・一部改正)
- (議会運営委員及び特別委員の辞任)
- 第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。
- 2 前項に定むる規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、次の会議においてこれを報告しなければならない。
(平3条例15・旧第12条繰下・一部改正、平18条例72・一部改正)
- (招集)
- 第14条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
(平3条例15・旧第13条繰下、平12条例43・一部改正)
- (映像等の送受信による通話の方法での委員会の開催)
- 第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延、災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、オンラインによる方法で委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ、委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の許可を得てオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 前3項に定めるもののほか、オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令4条例32・追加)

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(平3条例15・旧第14条繰下・一部改正)

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(平3条例15・旧第15条繰下)

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(平3条例15・旧第16条繰下、平12条例43・一部改正)

(委員会の公開)

第18条 委員会は、公開する。ただし、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用いないで委員会に諮って決め る。

(平23条例30・全改)

(傍聴の取扱い)

第19条 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平23条例30・全改)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平3条例15・旧第19条繰下、平12条例43・平27条例20・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、北九州市議会会議規則(昭和51年北九州市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は休憩することができる。

(平3条例15・旧第20条繰下)

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平3条例15・旧第21条繰下、平24条例75・一部改正)

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(平3条例15・旧第22条繰下)

(公述人の決定等)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(平3条例15・追加、平24条例75・令4条例32・一部改正)

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。
3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平3条例15・追加、平24条例75・一部改正)

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(平3条例15・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平3条例15・追加)

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出頭を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第24条(公述人の決定等)第3項、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(平3条例15・追加、平24条例75・令4条例32・一部改正)

(記録)

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(平3条例15・旧第23条繰下)

(会議規則との関係)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平3条例15・旧第24条繰下)

付 則

この条例は、昭和52年2月10日から施行する。

付 則(昭和54年3月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年12月12日条例第44号)

この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

付 則(昭和57年7月10日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年10月12日条例第37号)

この条例は、昭和59年11月1日から施行する。

付 則(平成元年3月31日条例第17—2号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日条例第25号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成2年12月14日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の常任委員選任の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に改正前の北九州市議会委員会条例第2条の規定に基づき設置された常任委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の北九州市議会委員会条例第2条の規定に基づく、当該事件に関する事務を所掌する局、室等を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成3年6月3日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年9月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年3月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年10月7日条例第41号)

この条例は、平成6年10月14日から施行する。

付 則(平成6年12月13日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年3月8日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月27日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された建設交通委員会又は建築水道委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された建設交通委員会又は建築水道委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された建設交通委員会又は建築水道委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された建設交通委員会又は建築水道委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の条例第2条の規定に基づき設置された当該事件に関する事務を所掌する局等を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成11年2月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年3月31日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第43号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月28日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は経済港湾委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は経済港湾委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の条例第2条の規定に基づき設置された当該事件に関する事務を所掌する局等を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成15年2月24日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年2月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条の規定に基づき設置された厚生消防委員会又は建設交通委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の第2条の規定に基づき設置された厚生消防委員会又は建設交通委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成15年3月4日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年10月10日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成16年12月6日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された環境教育委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された環境教育委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された環境教育委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された環境教育委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された環境教育委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成18年3月28日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成18年12月13日条例第72号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項の規定は、次の任期満了による常任委員の改選の日(任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、前任の委員の任期満了の日の翌日)から施行する。

(経過措置)

2 第2条の改正規定の施行の際現に改正前の第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会、厚生消防委員会、環境教育委員会、建設交通委員会又は建築水道委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の第2条の規定に基づき設置された当該事件に関する事務を所掌する局等を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成19年10月4日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成19年北九州市条例第33号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成19年10月15日)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成20年3月25日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は経済港湾委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は経済港湾委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の条例第2条の規定に基づき設置された当該事件に関する事務を所掌する局等を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成20年12月12日条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から同日以後初めてその期日を告示される北九州市議会議員の一般選挙までの間における建築消防委員会、環境建設委員会及び教育水道委員会の委員の定数については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成21年2月24日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月17日条例第11号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年9月30日条例第30号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

付 則(平成24年3月29日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成24年12月19日条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として1項を加える改正規定及び第6条に1項を加える改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定の施行の日から施行する。

付 則(平成25年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月17日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により旧教育長(同項に規定する旧教育長をいう。)がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成27年6月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員長及び副委員長である者が辞任しようとする場合においては、改正後の第12条の規定は適用せず、改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成28年3月31日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員の任期満了の日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成28年12月20日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から同日以後初めてその期日を告示される北九州市議会議員の一般選挙により選挙された議員の任期開始の日の前日までは、改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成29年3月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年12月20日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員の任期満了の日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成30年12月19日条例第77号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された保健福祉委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会の委員の任期満了の日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された保健福祉委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成31年3月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員の任期満了の日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会に付託されたものとみなす。

付 則(令和4年12月20日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
(北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和38年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕